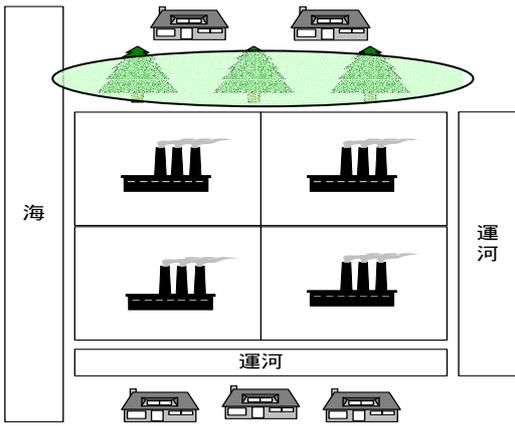
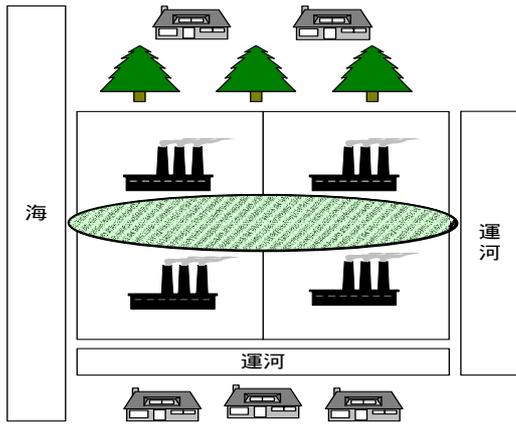


工場立地法のあり方に関する報告書（案）の概要

事項	現行	報告書
緑地の面積率、緑地を含む環境施設の面積率	緑地の面積率の下限（20%）、緑地を含む環境施設の面積率の下限（25%）について、都道府県等が条例によって、それぞれ±5%の範囲で各面積率を決定できる。	都道府県等が条例で決定できる範囲を±5%から±10%に拡大する。
生産施設の面積率	生産施設の面積率の上限について、各業種ごとに10、15、20、30、40%のいずれかの上限值が決められている。	各業種ごとの公害物質の排出量の削減状況を踏まえて、今後各業種ごとに決められた上限値を引き上げる。
緑地及び環境施設の範囲	<p>工場敷地外で、工場が集合した地域（工業集合地）と住宅地とを遮断する緑地は工業集合地の特例として工業集合地内の各工場の緑地面積に算入する。こうした遮断性がない場合（右欄斜線楕円）この特例とはしない。</p> 	<p>工場敷地外の工業集合地と住宅地とを遮断しない緑地（下図斜線楕円）であって、工場の周辺的生活環境との調和の観点から効果があるものを工業集合地の特例として工業集合地内の各工場の緑地面積に算入する。</p> 
	<p>環境施設以外の施設と重複したものは、工場立地法上の緑地とは認めない。</p>	<p>環境施設以外の施設と重複した緑地のうち、配管下の芝生等については、当該地域で適用される緑地の面積率の1/4を上限とするなど一定の制限を設けた上で工場立地法上の緑地と認める。</p>
	<p>工場立地法施行規則第4条（噴水、屋外運動場、体育館など）に掲げる環境施設以外は認められない。</p>	<p>現行認められている環境施設以外に、地域によって工場の周辺生活環境との調和といった効果が認められる施設（大雨に弱い地域での雨水貯留施設など）について、地方公共団体が自らの地域の実情に応じて判断できるようにする。</p>

（面積率：工場の敷地面積に対する面積の比率）